

○熊本県警察の処務に関する訓令

平成13年9月27日

本部訓令甲第14号

熊本県警察の処務に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第67号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 熊本県警察の処務については、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(会議の種類及び構成員)

第2条 警察本部において行う主な会議の種類及び構成員は次に掲げるとおりとする。

- (1) 部長会議 警察本部長、部長、首席監察官及び警察学校長
- (2) 警察署長会議 警察本部長、部長、首席監察官、参事官及び所属長
- (3) 庶務担当課長会議 警務部長、総務課長、警務課長、会計課長、生活安全企画課長、刑事企画課長、交通企画課長及び警備第一課長
- (4) 担当者会議 所管する事務の区分による当該事務の担当者
(会議の主宰者)

第3条 前条の会議の主宰者(以下「主宰者」という。)は、部長会議及び警察署長会議にあつては警察本部長、庶務担当課長会議にあつては警務部長、担当者会議にあつては警察本部長又は会議に係る事務を所管する部長若しくは所属長とする。

2 主宰者は、必要があると認めるときは、前条に規定する者以外の者を会議に出席させることができる。

3 主宰者は、会議を招集する場合は、あらかじめ日時及び場所を指定して関係者に通知するものとする。

(会議の庶務)

第4条 第2条各号に掲げる会議の庶務は、警察本部長が主宰するものにあつては警察本部総務課、警務部長が主宰するものにあつては警察本部警務課、担当者会議にあつては会議に係る事務を所管する所属において処理するものとする。

(その他の会議)

第5条 部長及び所属長は、所管する事務について検討、指示等を行う必要があるときは、第2条第5号に規定する会議以外の会議を開催することができる

る。

(事務引継)

第6条 警察職員(以下「職員」という。)は、退職、休職、配置換えその他の理由によりその職を離れるときは、次に掲げるところにより、その事務を引き継がなければならない。

- (1) 部長、参事官及び所属長にあつては、事務引継書(別記様式第1号)を作成して後任者に引継ぎを行い、引継ぎを終わったときは、警察本部長に報告すること。
- (2) 係長相当職以上の職にある者(前号に掲げる職員を除く。)並びに交番、警備派出所及び駐在所に勤務する主任以下の職にある者にあつては、所掌する事務又は担当する事務について、前号に準じて事務引継書を作成し、上司の確認を受けた後、後任者に引継ぎを行い、引継ぎを終わったときは、所属長に報告すること。
- (3) 前2号の職員以外の職員にあつては、上司の指示を受け、担当する事務について後任者に引継ぎを行い、引継ぎを終わったときは、所属長に報告すること。

2 やむを得ない事情により前任者が引継ぎを行うことができないとき又は後任者が引継ぎを受けることができないときは、部長の引継ぎにあつては参事官が、参事官の引継ぎにあつては所管の部の庶務を担当する課長が、所属長の引継ぎにあつては次席、副隊長、副校長又は副署長が、それ以外の職員の引継ぎにあつては所属長の指定する者が引継ぎを行い、又は引継ぎを受けなければならない。

(執務概況報告)

第7条 警察本部長が交代したときは、次の各号に掲げる職員は、それぞれ当該各号に定める事項の概況を報告しなければならない。

- (1) 部長及び警察学校長
 - ア 所管事務の一般的運営状況
 - イ 当面する重要又は特異事項
 - ウ その他参考となるべき事項
- (2) 警察署長
 - ア 管内の一般概要
 - イ 所管事務の一般的運営状況
 - ウ 当面する重要又は特異事項
 - エ その他参考となるべき事項

2 前項の規定により警察署長が行う概況の報告は、警察本部長がその警察署を初巡視する際に行うものとする。

(沿革誌)

第8条 警察署に沿革誌(別記様式第2号)を備え付け、その都度整理しておかなければならない。

(管内要図等)

第9条 警察署、交番及び駐在所に管内要図を、警備派出所に警備要図を備え付けなければならない。

2 前項の管内要図には、管轄区域、所管区域等の境界、幹線道路、官公庁等の施設その他管内の治安に係る所要の事項を明示するものとする。

(標札等)

第10条 警察署、交番、警備派出所及び駐在所には、入口に標札(別記様式第3号)及び赤色灯を設置しなければならない。

2 標札及び赤色灯は、建物の構造に適合した型式のものを設けるものとし、特異なものを設けようとする場合は、あらかじめ警察本部長の承認を受けなければならない。

3 災害その他各種取締りに際して警察又は警備本部の所在を明らかにする必要があるときは、標灯(別記様式第4号)を掲示することができる。

附 則

1 この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

2 熊本県警察の服務に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成14年3月15日本部訓令第2号)

この訓令〔中略〕は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成19年3月22日から施行する。

附 則(平成19年3月14日本部訓令第5号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に事務吏員、技術吏員又は警察技師の職にある職員は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって熊本県警察職員に任命され、現に命ぜられている職を命ぜられたものとする。

附 則(平成20年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、平成20年3月31日から施行する。

附 則（平成21年3月13日本部訓令第3号）
この訓令は、平成21年3月27日から施行する。

附 則（平成29年5月31日本部訓令第10号）
この訓令は、公布の日から施行する。